

## ・食品衛生法（抜粋）

**第十一条** 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための措置が講じられていることが必要なものとして厚生労働省令で定める食品又は添加物は、当該措置が講じられていることが確実であるものとして厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設において製造し、又は加工されたものでなければ、これを販売の用に供するために輸入してはならない。

② 第六条各号に掲げる食品又は添加物のいずれにも該当しないことその他厚生労働省令で定める事項を確認するために生産地における食品衛生上の管理の状況の証明が必要であるものとして厚生労働省令で定める食品又は添加物は、輸出国の政府機関によつて発行され、かつ、当該事項を記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ、これを販売の用に供するために輸入してはならない。

## ・食品衛生法施行規則（抜粋）

**第十一条の二** 法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める食品又は添加物は、獣畜及び家きんの肉及び臓器とする。

② 法第十一条第二項に規定する厚生労働省令で定める食品又は添加物は、生食用のかき及びふぐとする。

③ 法第十一条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 輸入する食品の品名（ふぐにあつては、その学名を含む。）

二 輸入する食品の数量及び重量

三 輸入する食品の採捕海域

四 輸入する食品の採捕年月日

五 輸入する食品を処理した施設の名称及び所在地

六 荷送人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称及び所在地）

七 荷受人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称及び所在地）

八 輸入する食品が、我が国と同等以上の基準に基づき、衛生的に取り扱われた旨